

## 石川県情報公開審査会の答申概要（答申第69号）

### 1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第111号）

平成15年度二級河川犀川広域基幹河川改修工事（設計）業務委託（その3）（以下「本件業務委託」という。）に係る報告書における次の事項に関する協議打合せ資料

- (1) 河口からの不等流計算結果
- (2) 不等流計算にあたって作成された内挿断面位置
- (3) 内挿断面を入れた解析結果
- (4) 堤防高の一部変更経緯

### 2 担当課（所） 土木部県央土木総合事務所

### 3 審査請求等の経緯

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| (1) H17. 2. 22 公開請求 | (4) H19. 9. 18 諒問  |
| (2) H17. 3. 8 公開決定  | (5) H21. 10. 27 答申 |
| (3) H17. 4. 8 異議申立て |                    |

### 4 諒問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>異議申立人は、打合せ簿は、打ち合わせのたびに作られていなければならないものであり、本件請求文書は必ず存在するはずであると主張している。</p> <p>これに対し、実施機関は、簡易な協議等については口頭で処理し、打合せ簿を作成しない場合もあると説明するとともに、本件請求文書を特定するため、本件業務委託に係る成果品等の精査や当時の担当者等に対して聞き取り調査を行ったところ、既に公開した打合せ簿以外に新たな打合せ資料が存在しないことを確認したと述べていることから、この実施機関の主張には、特段不自然、不合理な点はない。</p> <p>したがって、本件処分は妥当である。</p> <p>なお、実施機関が本件公開請求に係る事項について打合せ簿を作成しなかったことの適否については、審査会の判断するところではない。</p>

### 5 審議経緯 審査回数 6回

(別 紙)  
答申第69号

# 答 申 書

平成21年10月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成17年2月22日に、次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成15年度二級河川犀川広域基幹河川改修工事（設計）業務委託（その3）（以下「本件業務委託」という。）に係る報告書における次の事項に関する協議打合せ資料

- (1) 河口からの不等流計算結果
- (2) 不等流計算にあたって作成された内挿断面位置
- (3) 内挿断面を入れた解析結果
- (4) 堤防高の一部変更経緯

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成17年3月8日に本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、同日付けて異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

（本件公開請求に係る事項の協議）打合せ資料について、特に公文書として作成しておらず存在しない。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成17年4月8日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諒問

実施機関は、平成19年9月18日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てについて、諒問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件業務委託について異議申立人が行った住民監査請求の聴聞会で、「報告書に書かれていない事項については、打合せ簿等で処理している」と述べており、本件請求文書に対応する打合せ簿は存在するはずである。
  - (2) 打合せ簿は、業務委託に係る「土木部調査関係共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。) 第1109条に記載されているとおり、打ち合わせが行われるたびに、作られているはずの資料であり、業務委託の納品時の検査では、業務が適切に行われたかどうかについて、この打合せ簿の確認を行うことから始まるものである。
  - (3) 実施機関は、理由説明書で、打合せ簿ではなく打合せ協議の中で処理しているとしているが、共通仕様書に記載されているように、打ち合わせ等が行われた場合、後日その内容が確認できるように、受託者が記録簿を作成し発注者に確認を求めていなければならない。
- したがって、打合せ協議のなかで処理しているということは、このような文書の作成や交換が行われたことを意味するものである。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 異議申立人は、本件業務委託に関する住民監査請求において、実施機関が、「報告書に書かれていない事項については、打合せ簿等で処理している」と回答したとしているが、これは事実誤認で、「発注者と請負者の打合せ協議の中で、処理している。」と回答したもので、そのような発言はしていない。
- 2 打合せ簿については、通常、受託者が作成し発注者の確認を経て成果品に添付するものであるが、簡易な協議については口頭で処理する場合もある。  
本件業務委託で作成された「協議（打合せ）記録簿」は、平成15年7月28日、同年9月18日及び同年9月29日に行われた3回の協議（打合せ）に関するもので、それらについては既に異議申立人に公開済みであり、それ以外に協議打ち合わせに関する文書は存在しない。
- 3 念のため、本件業務委託について、設計図書及び保管されている成果品を精査とともに、当時の業務委託の担当者等に聞き取り調査を行い、本件請求文書に対応する打合せ簿が存在しないことを確認した。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようになるとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

## **2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について**

本件業務委託の実施にあたって、特定の事項について実施機関と受託者が行った協議打ち合わせに関する資料である。

## **3 本件請求文書に対応する公文書の不存在について**

異議申立人は、打合せ簿は、打ち合わせのたびに作られていなければならないものであり、本件請求文書は必ず存在するはずであると主張している。

これに対し、実施機関は、簡易な協議等については口頭で処理し、打合せ簿を作成しない場合もあると説明するとともに、本件請求文書を特定するため、本件業務委託に係る成果品等の精査を行うほか、当時の担当者等に対して聞き取り調査を行ったところ、本件請求文書に対応する打合せ簿が存在しないことを確認したと述べており、この実施機関の主張には、特段不自然、不合理な点はない。

したがって、本件処分は妥当である。

なお、実施機関が本件公開請求に係る事項について打合せ簿を作成しなかったことの適否については、当審査会の判断するところではない。

## **4 諒問の遅れについて**

本件において、異議申立てから諒問までに約2年5か月を経過しており、その期間について、実施機関の業務繁忙等を考慮しても、行政不服審査法の趣旨である簡易迅速な手続きによる処理とはいひ難く、実施機関にあっては、今後、適切な対応が求められる。

## **5 まとめ**

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## **第6 審査の処理経過**

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審　查　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
平成 19 年 9 月 18 日	○ 質問を受けた。(質問案件第 111 号)
平成 19 年 12 月 11 日	○ 実施機関(土木部県央土木総合事務所)から理由説明書を受理した。
平成 20 年 1 月 15 日	○ 異議申立人から意見書を受理した。
平成 21 年 4 月 24 日 (第 174 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 21 年 5 月 22 日 (第 175 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 21 年 7 月 17 日 (第 178 回審査会)	○ 実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 21 年 8 月 28 日 (第 181 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 21 年 9 月 18 日 (第 182 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 21 年 10 月 6 日 (第 183 回審査会)	○ 事案の審議を行った。